

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（規則三二二）の一部を次のように改正する。

第九条（見出しを含む。）中「臨時職員」を「臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。